

階上町安全安心住宅リフォーム促進支援事業

住宅リフォーム補助制度のご案内

～目次～

1. 階上町住宅リフォーム促進支援事業	1
2. 補助率と補助金上限額	1
3. 補助対象となる費用	2
4. 補助金額の算出方法	3
5. 申請から補助金の支払いまでの流れ	4
6. 申請などに必要な書類	4
7. 注意事項	5
8. リフォーム瑕疵保険について	6

交付申請受付期間：令和4年6月10日 ～ 令和4年12月16日

お問い合わせ先 階上町役場 建設課 都市計画グループ

〒039-1201 青森県三戸部階上町大字道仏字天当平1番地87

TEL：0178-88-2120 FAX：0178-88-2117

メール：hashikami01@town.hashikami.lg.jp

HP：<http://www.town.hashikami.aomori.lg.jp>

受付時間：平日8：15～17：00

1. 階上町住宅リフォーム促進支援事業

申請できる方	階上町内にある住宅の所有者等（所有者又はその親族であって、当該住宅に居住し、又は居住することを予定している者をいう。） 申請者が町税を滞納していない方
対象となる住宅	<ol style="list-style-type: none"> 1 一戸建ての住宅 2 マンションなどの共同住宅（耐震性能の向上及び建替え工事の場合は除く）

※住宅の所有が共有の場合は「同意書」が必要です。
 ※固定資産税を納付しているが、住宅の名義が同居の老親等である等、やむを得ない事情により住宅所有者と申請者が異なる場合は、対象となる場合がありますのでご相談ください。
 ※同一棟の住宅用車庫、物置は対象に含まれます。
 ※併用住宅は、住宅部分が建物全体の延べ面積の2分の1（住宅用の車庫、物置の面積を除く。）以上である場合、住宅部分のみ対象となります。
 ※マンションなどの共同住宅は申請する方の専有部分のみ対象となります。
 ※賃貸住宅は対象となりません。

補助の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 ・耐震性能の向上に係る既存住宅の改修又は建替え工事 ・性能向上を伴う既存住宅の改修工事（20万円以上の工事に限る） 2 ・階上町内に本店がある建設業者等が行う工事 3 ・令和5年2月末までに完了実績報告書を提出できる工事 <p style="text-align: right;">※1～3全てを満たす必要があります。</p>
-------	---

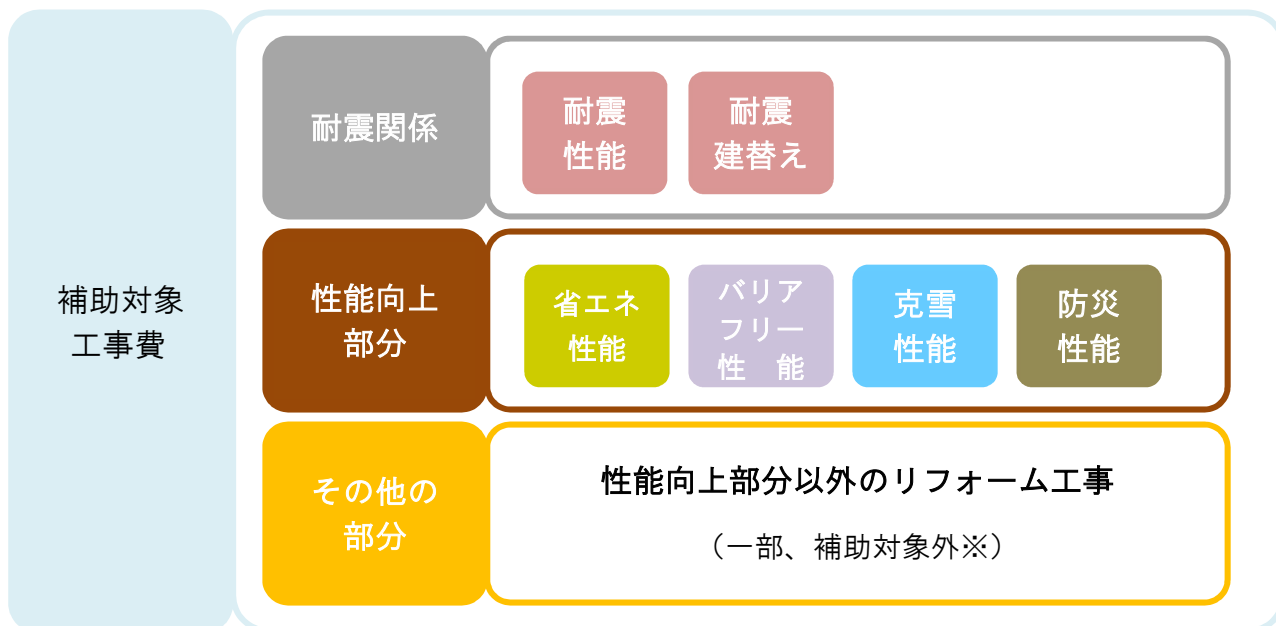
2. 補助率と補助金上限額

性能向上の内容により補助率と補助金の上限額が異なります。

工事の内容		補助率	上限額
耐震関係	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f08080;">耐震性能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f08080;">耐震建替え</div> </div>	23%	100.4万円
性能向上を伴う改修工事 (20万円以上)	<div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #90ee90;">省エネ性能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d8bfd8;">バリアフリー性能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #add8e6;">克雪性能</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #808080;">防災性能</div> </div>	10%	20万円

- ・性能向上の基準については、「住宅性能の適合基準を満たすリフォーム工事例」参照。
- ・性能向上を伴う工事は、1つ以上含まれていれば条件を満たします。
- ・2つ以上の性能向上を伴う工事が含まれる場合は、合計で20万円を超えれば条件を満たします。

3. 補助対象となる費用



補助対象

- ・既存住宅の改修工事費又は建替え工事費
- ・保険料等（耐震以外の性能向上に係る改修工事の場合に限る）
- ・設計料等（改修工事に係る設計料、工事監理料）

※補助対象外

- ・購入可能なエアコン、カーテン、照明器具の費用
- ・別棟の住宅用車庫、物置の改修工事
- ・門、塀、植栽、舗装等の外構工事
- ・隣地などへの落雪を防ぐためのフェンスなどの設置
- ・外構部分への融雪槽、ロードヒーティングなどの設置
- ・電話、インターネットの配線工事
- ・リフォーム工事前に住宅でない建物を住宅にするための改修費用
- ・国の補助制度を利用する場合で重複計上が認められない費用（それぞれ補助制度の補助対象部分を明確に切り分けることができる場合は、併用することができます。）
- ・その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用

4. 補助金額の算出方法

1) 耐震関係の場合

補助金額 = 補助対象費用 × 補助率 23%

※ 上限100.4万円

2) その他の性能向上の場合

補助金額 = 補助対象費用 × 補助率 10% + (保険料等 × 1/2)

※ 上限20万円

※ 保険料等は、瑕疵保険に加入した場合に限る(任意)

3) 上記1) 及び2) の両方に該当する場合

補助金額 = 1) の補助金額 + 2) の補助金額

5. 申請から補助金の支払いまでの流れ



6. 申請などに必要な書類

申請に必要な書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 添付書類
 - ・ 本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート、個人番号カード等の写し等）
 - ・ 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - ・ 工事同意書（住宅の所有者が申請者以外にも居る場合）（様式第3号）
 - ・ 委任状（代理申請の場合）（様式第4号）
 - ・ リフォーム工事瑕疵担保責任保険申込受理証の写し（加入した場合）
 - ・ 工事概要がわかる図（案内図、配置図、平面図、カタログ等）
 - ・ 工事見積書（内訳明細書の付いたものに限る）
 - ・ 補助対象住宅の所有者を確認できる書類（固定資産税の納入通知書及び固定資産課税明細書又は建物登記全部事項証明書の写し等）
 - ・ 各種公的支給や補助申請に関する申出書（様式第4号）
 - ・ 耐震診断結果報告書の写し（耐震関係の場合）
 - ・ 青森県木造住宅耐震改修マニュアルによる青森県木造住宅耐震補強シート（耐震関係の場合）
 - ・ 町税に滞納がないことを証明する書類（当町の保有する公簿等により確認することができる場合は、省略可能）

報告に必要な書類

- ・ 状況報告書（様式第8号）※完了前
- ・ 完了実績報告書（様式第9号）※完了後
- ・ 工事請負契約書の写し
- ・ 工事施工業者からの領収書または請求書の写し
- ・ 着工前、施工中、完成後の工事内容が分かる写真
- ・ リフォーム瑕疵保険の付保証明の写し（加入した場合）
- ・ 耐震補強シートのとおりであることを証する書類（耐震関係の場合）

補助金の請求に必要な書類

- ・ 補助金請求書（様式第7号）

※これらの他、各書類の提出時に必要と認められる書類の提出を求めています。

7. 注意事項

対象とならない場合

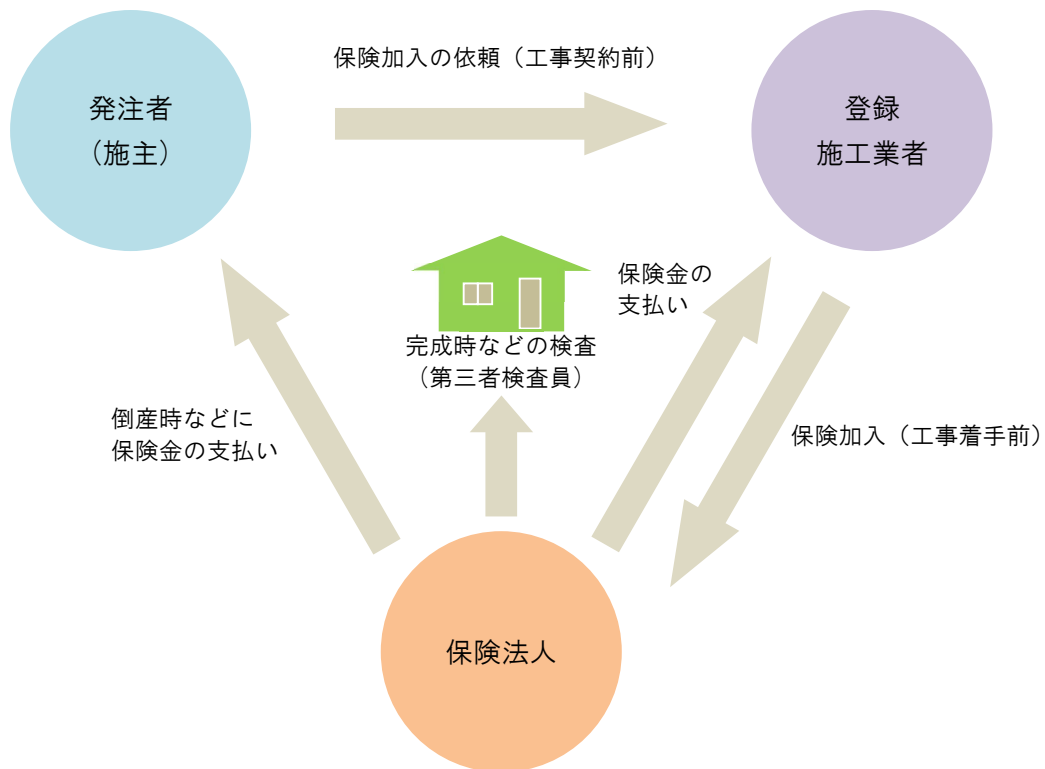
- ・新築住宅は対象となりません。
- ・性能向上工事に該当しない増築工事は、対象となりません。
- ・事前申請が必要ですので、施工中または終了したリフォーム工事は対象になりません。
- ・交付決定通知が発行される前に、リフォーム工事に着手した場合は、対象から除外されます。
- ・住宅以外の建物を住宅用途にするリフォーム工事は対象になりません。
- ・過去に「安全安心住宅リフォーム促進事業」により補助を受けた住宅は対象となりません。

その他

- ・申請は1住宅につき1回限りです。
- ・リフォーム工事を行った住宅は、建築基準法、都市計画法及びその他関係法令に適合していなければなりません。
- ・旧耐震基準の住宅で、構造耐力上重要な部分のリフォーム工事が含まれる場合は、リフォーム瑕疵担保保険の加入ができない場合があります。
- ・リフォーム工事の「着工前、施工中、完成後の写真」が不足し、工事内容が確認できない場合は、補助の対象にならないことがあります。撮り忘れの無いようにして下さい。

8. リフォーム瑕疵保険について

<p>どんな保険？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム時の検査と保証がセットになった保険制度です。
<p>保険の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の申込時に工事請負契約や見積書の確認が行われます。 ・完成時などに第三者検査員（建築士）による現場検査が行われます。 ・検査終了後に施工業者に保険証券が発行され、発注者（施主）に付保証明書が発行されます。 ・リフォーム後に欠陥が見つかった場合に、補修費用などの保険金が施工業者に支払われます。 ・万が一、事業者が倒産等している場合で欠陥が見つかった場合は、直接、発注者（施主）に保険金が支払われます。
<p>加入方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険への加入手続きはリフォーム工事の施工業者が行います。 ・事前に保険法人の審査を経て登録された施工業者のみが加入できます。



リフォーム瑕疵保険に加入することができる施工業者（保険法人に登録されている施工業者）は、ホームページで検索することができます。

住宅瑕疵担保責任協会HP <http://search-kashihoken.jp/>



○保険法人（住宅瑕疵担保責任保険法人）は、現在、5法人が指定されています。（順不同）

保険法人名	リフォーム保険名	電話番号 ホームページ
(株)住宅あんしん保証	あんしんリフォーム工事瑕疵保険	03-3562-8120 http://www.j-anshin.co.jp/
住宅保証機構(株)	まもりすまいリフォーム保険	03-6435-8870 http://www.mamoris.jp/
(株)日本住宅保証検査機構	J10 リフォームかし保険	03-6861-9210 https://www.jio-kensa.co.jp/
(株)ハウスジーメン	リフォームかし保険	03-5408-8486 https://www.house-gmen.com/
ハウスプラス住宅保証(株)	リフォーム瑕疵保険	03-4531-7200 https://www.houseplus.co.jp/

保険についての留意事項

- ・通常、リフォーム工事を実施したすべての部分が保険の対象となります。ただし、住宅以外の部分（例えば、門、外構、植栽等）や一体的な工事ではないもの（例えば、施主が分離して購入可能なエアコン、カーテン、照明器具等）は、対象となりません。
- ・リフォームに併せて増築工事を同時に行う場合、増築部分については、通常、リフォーム瑕疵保険の対象となりませんので、詳しくは保険法人へお問い合わせください。
- ・保険についての詳細やご不明な点は保険法人にお問い合わせください。